

令和6年度（2024年度）熊本県外国人介護人材住居借上支援事業費補助金
交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、外国人介護人材の確保を図ることを目的に、平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」及び令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入れ環境整備事業」等の実施について」別紙4「外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱」により、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付対象者は、県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、運営する介護保険施設等で受け入れる外国人介護人材用の住居（以下「補助対象住居」という。）を借り上げ、居住させている者とする。

（外国人介護人材の在留資格）

第3条 補助金の交付対象となる外国人介護人材は、「特定活動（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者に限る。）」、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象経費は、別表のとおりとする。

（補助基準額）

第5条 補助基準額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 2 1戸あたりの月額から居住者負担額及び他の補助金制度による収入を控除した額の1/2以内（1万5千円を上限）。
- 3 1戸に複数人で入居する場合は、補助対象経費の合計額を入居人数で除した額から入居者毎の居住者負担額及び他の補助金制度による収入を控除した額の1/2以内（1万5千円を上限）。
- 4 補助金の交付限度額は、1施設等につき20万円とする。

（補助事業の期間）

第6条 補助事業の期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間のうち、雇用を開始しかつ補助対象住居へ入居した日から、雇用終了等により補助対象住居から退去した日までとする。

（交付申請）

第7条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定め

る。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、所要額調書（別記第2号様式）、補助対象外国人介護人材一覧（計画）（別記第3号様式）、誓約書（別記第4号様式）、その他知事が必要と認める書類とする。

（補助事業の内容等の変更）

第8条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は1部とし、提出期限は毎年2月28日までとする。

- 2 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
 - （1）変更後の収支予算書（要項別記第2号様式を準用する。）
 - （2）変更後の所要額調書（別記第2号様式を準用する。）
- 3 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式を準用するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 要項第6条の規定により申請を取り下げることができる期間は、交付決定通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

（実績報告）

第10条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第5号様式によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - （1）補助金精算調書（別記第6号様式）
 - （2）補助対象外国人介護人材一覧（実績）（別記第7号様式）
 - （3）外国人介護人材の住居が確認できる書類
 - （4）家賃等確認ができる書類
 - （5）その他知事が必要と認める書類
- 4 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業を完了した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対象経費
<p>外国人介護人材を受け入れる際に、県内の介護サービス事業者が借り上げる住居の家賃及び共益費（管理費）</p> <p>※補助対象住居の家賃等に光熱水費やインターネット回線使用料等が含まれる場合は、それらを除いた額を対象経費とする。</p> <p>※敷金、礼金、更新料は補助対象外。</p>